

【雪害】

雪害に伴う防災情報

(第4報) (終報)

能代河川国道事務所

災害対策支部【警戒体制(道路)】解除

能代河川国道事務所では、吹雪に伴う視界不良のため、秋田自動車道(蟹沢IC～小坂北IC)を通行止めとしておりましたが1月8日(金)5時00分に解除いたしました。
また、交通への影響を及ぼす恐れがなくなったことから令和3年1月8日(金)5時00分に災害対策支部(警戒体制)を解除します。

◆災害支部体制

区分	注意体制	警戒体制	非常体制	体制解除
[道路]	月 日 時 分	[設置] 1月 7日 20時 00分	月 日 時 分	[解除] 1月 8日 5時 00分

◆交通規制の概要

秋田自動車道 蟹沢IC～小坂北IC 上下通行止め 規制解除 5時00分 (解除)

道路情報は、インターネットでもご覧になれます。

(事務所HP) <http://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/index.html>

〈本記者発表資料は、秋田県政記者会、能代市、北秋田市、大館市の各記者クラブに送付しています。〉

《問い合わせ先》

国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所
道路災害対策支部(道路)
TEL 0185-70-1001(事務所代表)ふくしゅちょう どうろ たんとく さとう こうき
副所長(道路担当) 佐藤 幸喜